令和９年度

保　育　園

入　園　案　内

こどもも大人も地域も育つ
子育て文化のさくら咲く　大口

大　口　町

大 口 町 保 育 園 地 図

■町立北保育園
〒480-0142 中小口二丁目６１９番地
TEL 0587-95-3621
FAX 0587-95-6496

■町立西保育園
〒480-0146 余野五丁目 196 番地
TEL 0587-95-1700
FAX 0587-95-6483

■私立大口中保育園
〒480-0143 城屋敷一丁目 335 番地
TEL 0587- 95-2862
FAX 0587-95-6474

■町立南保育園
〒480-0135 御供所三丁目 264 番地
TEL 0587-95-2714
FAX 0587-95-6467

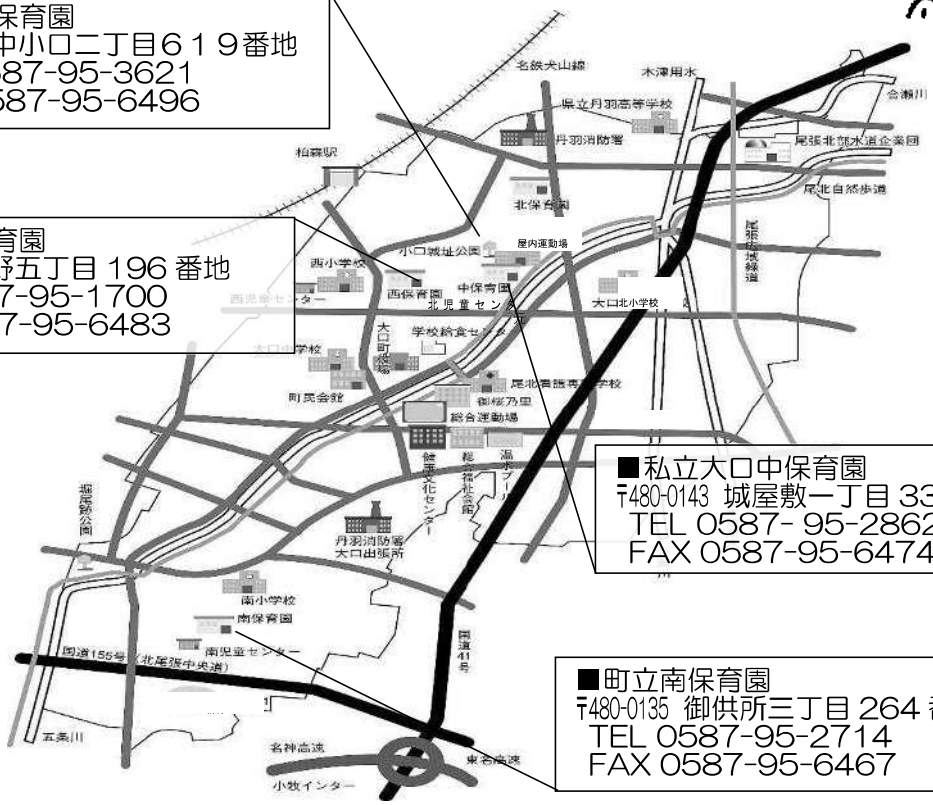

■保育時間（延長保育を含む）

公私	保育園名	定員	受入年齢	保　育　時　間	建　物
公立	町立南保育園	140	８か月から	月～金　７：30～18：30	鉄筋平屋
	町立西保育園	265	12 か月から	月～金　７：30～18：30	鉄筋平屋 木造平屋
	町立北保育園	210	６か月から	月～金　７：30～18：30	木造平屋
私立	大口中保育園	175	12 か月から	月～金　７：30～19：00	鉄筋２階

「通常保育」時間は、原則８：30～16：30 までです。

◎休園日･･･日曜日、国民の祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月３日）

■土曜日の保育および休日保育について

保育を行う日	実施保育園	保育時間	注　　記
土曜日	町立西保育園	７：30～17：30	公立園に通う園児
	大口中保育園	７：30～17：30	私立園に通う園児
休日 (日曜日・祝日) ※12/28～1/4 除く	町立西保育園	７：30～17：30	両親共（それに代わる保護者）が働いている場合のみ利用できます 私立園に通う園児も利用できます 対象：満１歳から

※事前の申し込みが必要です。

１．保育園の入園基準（保育の利用を必要とする理由）

保育園への入園を希望する場合、保護者が以下のいずれかの状況に該当し、子どもの保育が必要なときに申込みできます。

就労	居宅内外で仕事（１か月６４時間以上）をしていること ※就労時間は残業時間及び休憩時間を除いた時間を指します
妊娠・出産	母親が出産前後（産前８週間から産後８週間を迎える日の翌日の属する月の末日）であること
疾病・障がい	疾病、負傷または心身に障がいを有しており、家庭での保育が難しい場合
介護・看護	同居等の親族を常時介護または看護していること
災害復旧	火災・風水害・地震等の災害の復旧にあたっていること
求職活動	就労する意思があり、求職活動をしていること。（認定期間６０日）
就学	各種学校、専修学校などの教育施設に在学しているもしくは、職業訓練を受けていること
DV・児童虐待	DV や児童虐待のおそれがある場合
育児休業	育児休業中（３歳以上児及び保育園を継続利用する２歳児）

２．保育の必要性の認定について

（1）　認定について

保育園への入園を希望する保護者には、子ども・子育て支援法第２０条第１項に基づき、保育認定を受けていただきます。

認定区分	対　　象
２号認定	満３歳以上の子どもであって、「保育を必要とする理由」に当てはまる場合 認定期間：小学校就学前まで
３号認定	満３歳未満の子どもであって、「保育を必要とする理由」に当てはまる場合 認定期間：満３歳の誕生日の前々日まで

（2）　保育の必要量について

保育必要量	利用可能時間	対象
標準時間認定	１１時間 （7：30～18：30）	就労（1か月当たり就労時間等１２０時間以上）、 妊娠・出産、災害復旧、DV・児童虐待 ※保護者が短時間認定を希望する場合を除く
短時間認定	８時間 （8：30～16：30）	就労（1か月当たり就労時間等６４時間以上１２０時間未満）、 求職活動、育児休業中

※上記以外の保育を必要とする理由については、状況に応じて認定します。

（3）　認定内容の変更について

「保育の利用を必要とする理由」が変わる場合（就労→疾病・障がい等）や、就労時間の変更により保育の必要量が変わる場合等は、教育・保育給付認定変更の申請が必要です。なお、申請用紙は保育園にてお渡ししますので、必要事項を記入のうえ、ご提出ください。

（4）　現況届について

年１回（１月頃）、保育の必要性の確認のため、現況届を提出していただきます。

３．保育園に入園するには

必要書類（教育・保育給付認定申請書兼保育所利用申込書など）にご記入のうえ、こども課（健康文化センター１階）に提出してください。

町が保育の必要性を判定して、**「支給認定証**又は**教育・保育給付認定通知書」**を送付します。併せて、利用調整の結果、入園ができる場合は**「保育所利用承諾書」**を、入園ができない場合は**「保育所利用保留通知書**または**保育所利用不承諾通知書」**を送付します。

※予約申込み

年度途中において育児休業期間が明け、職場復帰を予定されている場合、予約申込みをすることができます。ただし、復帰前に退職された場合は予約取消となり、退職後、新たに就職する際には新規申込みが必要です。

４．保育所利用承諾期間について

子どもの年齢により、入園が決まった保育園への利用承諾期間が異なります。

・３歳児以上：小学校就学前まで

・０～２歳児：２歳児の年度末まで　（３歳児に進級する際に、改めて利用申込書等を提出のうえ、入園審査を受けていただきます。）

５．保育園とは

保育園における保育は、子どもの状況や発達過程を踏まえ、日々の生活の中で養護と教育を一体的に行うことを特性としています。養護面では、子どもの生命の保持や情緒の安定を図り、安定した生活が送れるよう援助していきます。教育面では、個々の発達過程に応じた保育の計画を立て（保育計画）、３歳未満児や年少児は、基本的生活習慣の確立を中心に心地よく体を動かしたり、表現活動を楽しんだりします。年中・年長児になると数や文字に親しみ、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培っていきます。

また、保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う役割も担っています。

子ども像：「豊かな心と丈夫なからだでよく遊ぶ子ども」

【保育目標】

・生命の保持及び情緒の安定を図る
・健康、安全などの生活に必要な基本的生活習慣や態度を身につける
・友だちを大切にし、協力して遊ぶ態度を身につける
・自然や社会事象についての興味や関心を育て、豊かな心を育む
・話す、聞く態度を身につけ、豊かな言葉を養う
・豊かな感性を育て、創造性の芽生えを培う

【保育方針】

・子どもが、自ら興味や関心を持って環境に関わることを通して、チャレンジしたことへの充実感や満足感を味わい、年齢なりの心情、意欲、態度を養えるようにする
・保護者とのよりよい関係のもと、子どもの健やかな育ちを支えていく
・地域に目を向け、開かれた保育園を目指す

・日常の子育てでお困りの点、お子さんの心配事や保護者の悩み等、子育てに関する相談を随時受け付けていますので、お気軽にご相談ください。
・保育所は地域の身近な児童福祉施設であり、児童虐待を発見またはそのおそれがあると思われる場合は、法律によりこども課等に報告する義務があります。
・保育園では、日々、園舎内・玩具等、園児の手が触れる箇所を消毒する等、感染症対策を行っています。

６．保育への主な取り組み

（１）幼児期の終わりまでに育ってほしい１０の姿 … 「健康な心と体」「自立心」「協同性」「道徳性・規範意識の芽生え」「社会生活との関わり」「思考力の芽生え」「自然との関わり・生命尊重」「数量・図形、文字等への関心・感覚」「言葉による伝え合い」「豊かな感性と表現」

（２）主体的な活動や遊び … 子どもが主体で自ら「気付く」「工夫する」「試す」「考える」「表現する」「意欲をもつ」「粘り強く取り組む」

（３）全体的な計画に基づいた活動

基本的な生活習慣	排泄、食事、着脱、挨拶、マナーなど
体力づくり	ドッジボール、縄跳び、サーキット遊び、遊具での遊びなど
創作活動	折り紙、描画、製作遊びなど
文字・数遊び	ワークブック、数量・図形、ことば遊びなど
表現活動	歌、楽器遊び、和太鼓、劇遊びなど
自然とのふれあい	散歩、砂場遊び、植物や小動物の観察と世話など
伝承遊び	けん玉、手作りパズル、わらべ唄、ふれあい遊びなど
各種教室	体操教室、サッカー教室など
安全指導	交通安全指導、避難訓練、不審者対応訓練、防火指導など
交流活動	地域交流、異年齢児交流など
食育活動	野菜の栽培、食事のマナーなど

（４）主な行事（各園によって内容が異なったり、状況により中止・変更となったりする場合があります。）

月	行　　事	月	行　　事
４	・入園進級式　・新入園児歓迎会 ・春の交通安全指導　・園内子どもの日	１０	・運動会（３歳以上児） ・遠足（３歳以上児）　・町民体育祭
５	・健康診断　・歯科健診 ・全園児引き渡し訓練	１１	・健康診断　・歯科健診 ・防火指導
６	・歯の衛生週間　・懇談会 ・保育参観（３歳以上児）	１２	・生活発表会（３歳以上児） ・クリスマス会
７	・水遊び	１	・全園児引き渡し訓練
８	・水遊び	２	・保育参観（３歳以上児）・感謝の集い
９	・防災訓練　・秋の交通安全指導	３	・お別れ遠足（年長児） ・お別れ会　・卒園式

※保育参観　年２回

※その他…誕生会、避難訓練、身体測定、交通安全指導、不審者対応訓練、体操教室、伝承行事、年中児親子マイ箸づくり、地域交流、父母の会催しなど

（5）園生活の一日の流れ　　（活動内容によって変更することもあります。）

<table>
<tr><th>時　間</th><th>０・１・２歳児</th><th>３　歳　以　上　児</th></tr>
<tr><td>７：３０～</td><td colspan="2">早朝保育</td></tr>
<tr><td rowspan="8">８：３０

９：３０

１１：１５

１２：３０

１３：００
１４：４５
１５：３０</td><td colspan="2">順次登園　［健康状態の確認］
好きな遊び</td></tr>
<tr><td>排泄、手洗い
おやつ
保育計画に基づいた年齢別の活動
（戸外遊び、室内遊び、リズム遊び、ふれあい遊び、散歩など）</td><td rowspan="2">排泄、手洗い
保育計画に基づいた年齢別の活動
（体育遊び、知育遊び、造形遊び、リズム遊び、ごっこ遊び、散歩など）</td></tr>
<tr><td>給食準備・給食</td></tr>
<tr><td rowspan="2">午睡</td><td>給食準備・給食
歯磨き</td></tr>
<tr><td>好きな遊び（季節・年齢により午睡）</td></tr>
<tr><td colspan="2">おやつ
順次降園</td></tr>
<tr><td>１６：３０～</td><td colspan="2">延長保育</td></tr>
<tr><td>１８：３０</td><td>南・西・北保育園　　延長保育終了</td><td rowspan="2">※土曜日の延長保育は
１７：３０終了</td></tr>
<tr><td>１９：００</td><td>大口中保育園　　延長保育終了</td></tr>
</table>

（6）給食

１　栄養のバランス、季節感等を考慮した給食を実施し、園内の給食室で調理しています。

２　遠足などの行事がある場合には、家庭から弁当を持参していただくことがあります。

３　食物アレルギー等については、集団給食で可能な範囲で原因食品を除いた食事を提供しています。医師による生活管理指導表が必要です。

４　給食の提供を担当する管理栄養士・調理員・保育士とで食事の内容を共有化し、乳児においては、一人一人に応じた調整を行っています。

（7）おむつ・おしりふきの提供

・０～２歳児については、おむつ（パンパース　さらさらケア）及びおしりふき（ムーニー　やわらか厚手）を無償提供しています。

◎緊急時の登降園について

大口町に暴風警報または大雨に関するレベル４大雨危険警報が発令、もしくは震度５弱以上の地震が発生したときは、登園しないでください。登園後に発令または発生したときは、状況を判断して園児を迎えに来てください。ただし、保護者への引き渡しが困難であると判断した場合は、保育園待機とします。なお、状況に応じてアプリ等により連絡します。

7．利用方法

（1）延長保育

・平日の延長保育利用（新規・変更・中止）にあたっては、前月の末日までに通園する保育園に申込んでください。

（2）土曜保育

・公立園に通う園児は町立西保育園で集約して実施します。

・利用時間は、午前７時３０分から午後５時３０分の範囲内で必要な時間です。
・利用月の前月１５日までに通園する保育園に申込んでください。緊急の場合は、前週の木曜日までに通園する保育園に申込んでください。
・離乳食が完了していない方は、弁当とおやつを持参してください。
・薬は扱いません。

（３）休日保育（日曜日・祝日）

〇対象　　町内の保育園を利用している満１歳から５歳児までの園児
〇実施日　日曜日及び祝日法に定める休日（１２月２８日から翌年１月４日は除く）
〇定員　　１日当たり１０人（ただし、１・２歳児の受入は５人まで）
〇保育料

保育料（１回分）	１歳児・２歳児		２，２００円	
	３歳以上児		１，２００円	
延長保育料	AM7:30-AM8:30	１回５００円	PM4:30-PM5:00	１回２５０円
	AM8:00-AM8:30	１回２５０円	PM4:30-PM5:30	１回５００円

※生活保護世帯は無料

〇利用について
・町立西保育園で集約して実施します。
・利用時間は、午前７時３０分から午後５時３０分の範囲内で必要な時間です。
・両親共（それに代わる保護者）が就労している場合のみ利用できます。事前に利用登録申請書（休日保育用就労証明書添付）を提出してください。利用登録後に休日保育を利用する場合は、利用月の前月１５日までに通園する保育園に利用申込書を提出してください。
・利用当日は、お弁当、お茶、おやつを持参してください。
・薬は扱いません。
・申込み後に休む場合は、速やかに利用取消届を提出してください。
・おむつ及びおしりふきは持参してください。

（４）広域利用

保護者が里帰り出産や町外企業に就労していて勤務時間等で入園児の送迎が困難な場合等の理由により、入園児を町内の保育園で保育することが困難な場合は、他の市町村の保育園を利用できる場合があります。詳しくはこども課にお問い合わせください。

８．給食費（３歳児以上のみ）

・保護者負担なし（大口町が独自施策で負担）
・アレルギーにより給食の提供を全く受けていない場合で弁当を持参している場合は、別途申請をすることにより給付金の給付を受けることができます。詳しくは、こども課にお問合せください。

９．利用者負担額（保育料）について

（１）　３歳児以上　　０円

（２）　０～２歳児

ひとり親世帯・在宅障がい者世帯等を除く世帯

（単位：円）

<table>
<tr><td colspan="2">各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分</td><td colspan="2">利用者負担額（月額／人）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">階層区分</td><td rowspan="4">定義</td><td colspan="2">保育必要量の認定区分</td></tr>
<tr><td colspan="2">保育標準時間（上段）</td></tr>
<tr><td colspan="2">保育短時間（下段）</td></tr>
<tr><td>０歳児</td><td>１・２歳児</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第１階層</td><td colspan="2" rowspan="2">生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯（生活保護世帯等）</td><td>０</td><td>０</td></tr>
<tr><td>０</td><td>０</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第２階層</td><td rowspan="12">第１階層を除き、当該年度の４月分から８月分までの利用者負担額の算定にあっては前年度分の、当該年度の９月分から３月分までの利用者負担額の算定にあっては当該年度分の市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯</td><td rowspan="2">市町村民税非課税世帯</td><td>０</td><td>０</td></tr>
<tr><td>０</td><td>０</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第３階層</td><td rowspan="2">市町村民税所得割課税額
４８，６００円未満</td><td>16,700</td><td>16,000</td></tr>
<tr><td>10,700</td><td>10,000</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第４階層</td><td rowspan="2">市町村民税所得割課税額
４８，６００円以上
９７，０００円未満</td><td>25,800</td><td>24,000</td></tr>
<tr><td>19,800</td><td>18,000</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第５階層</td><td rowspan="2">市町村民税所得割課税額
９７，０００円以上
１６９，０００円未満</td><td>35,300</td><td>32,700</td></tr>
<tr><td>29,300</td><td>26,700</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第６階層</td><td rowspan="2">市町村民税所得割課税額
１６９，０００円以上
３０１，０００円未満</td><td>46,000</td><td>42,600</td></tr>
<tr><td>40,000</td><td>36,600</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第７階層</td><td rowspan="2">市町村民税所得割課税額
３０１，０００円以上</td><td>56,400</td><td>52,000</td></tr>
<tr><td>50,400</td><td>46,000</td></tr>
</table>

備考

①　市町村民税額の計算には、住宅借入金等特別控除等の税額控除は適用されません。

②　市町村民税所得割課税額が 57,700 円未満の世帯で、子ども等が２人以上いる場合

第２子：０円　　第３子以降：０円

③　市町村民税所得割課税額が 57,700 円以上の世帯で、同一世帯から２人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園等を利用している場合

第２子：利用者負担額×0.5　　第３子以降：０円

④　市町村民税所得割課税額が 57,700 円以上かつ 301,000 円未満の世帯のうち、18 歳に達する年度内の子どもが２人以上いる世帯で、第２子以降の子どもが保育園に就園している場合、以下の額を利用者負担額（月額／人）とします。

・第４階層：０円　　・第５階層及び第６階層：利用者負担額×０．４

⑤　市町村民税所得割課税額が 301,000 円以上の世帯のうち、18 歳に達する年度内の子どもが３人以上いる世帯で、第３子以降の子どもが保育園に就園している場合、以下の額を利用者負担額（月額／人）とします。

・第７階層：利用者負担額×０．８

⑥　備考３、備考４及び備考５の規定は、順に適用されます。

ひとり親世帯・在宅障がい者世帯等

（単位：円）

<table>
<tr><td colspan="3">各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分</td><td colspan="2">利用者負担額（月額／人）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">階層区分</td><td rowspan="4" colspan="2">定義</td><td colspan="2">保育必要量の認定区分</td></tr>
<tr><td colspan="2">保育標準時間（上段）</td></tr>
<tr><td colspan="2">保育短時間（下段）</td></tr>
<tr><td>０歳児</td><td>１・２歳児</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第１階層</td><td rowspan="2" colspan="2">生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯（生活保護世帯等）</td><td>０</td><td>０</td></tr>
<tr><td>０</td><td>０</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第２階層</td><td rowspan="14">第１階層を除き、当該年度の４月分から８月分までの利用者負担額の算定にあっては前年度分の、当該年度の９月分から３月分までの利用者負担額の算定にあっては当該年度分の市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯</td><td rowspan="2">市町村民税非課税世帯</td><td>０</td><td>０</td></tr>
<tr><td>０</td><td>０</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第３階層</td><td rowspan="2">市町村民税所得割課税額
４８，６００円未満</td><td>０</td><td>０</td></tr>
<tr><td>０</td><td>０</td></tr>
<tr><td rowspan="4">第４階層</td><td rowspan="2">市町村民税所得割課税額
４８，６００円以上
７７，１０１円未満</td><td>０</td><td>０</td></tr>
<tr><td>０</td><td>０</td></tr>
<tr><td rowspan="2">市町村民税所得割課税額
７７，１０１円以上
９７，０００円未満</td><td>22,800</td><td>21,000</td></tr>
<tr><td>19,800</td><td>18,000</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第５階層</td><td rowspan="2">市町村民税所得割課税額
９７，０００円以上
１６９，０００円未満</td><td>32,300</td><td>29,700</td></tr>
<tr><td>29,300</td><td>26,700</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第６階層</td><td rowspan="2">市町村民税所得割課税額
１６９，０００円以上
３０１，０００円未満</td><td>43,000</td><td>39,600</td></tr>
<tr><td>40,000</td><td>36,600</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第７階層</td><td rowspan="2">市町村民税所得割課税額
３０１，０００円以上</td><td>53,400</td><td>49,000</td></tr>
<tr><td>50,400</td><td>46,000</td></tr>
</table>

備考

① 市町村民税額の計算には、住宅借入金等特別控除等の税額控除は適用されません。

② 市町村民税所得割課税額が 77,101 円以上の世帯で、同一世帯から２人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園等を利用している場合

第２子：利用者負担額×0.5　　第３子以降：０円

③ 市町村民税所得割課税額が 77,101 円以上かつ 301,000 円未満の世帯で、18 歳に達する年度内の子どもが２人以上いる世帯で、第２子以降の子どもが保育園に就園している場合、以下の額を利用者負担額（月額／人）とします。

・第４階層：０円　　・第５階層及び第６階層：利用者負担額×０．４

④ 市町村民税所得割課税額が 301,000 円以上の世帯で、18 歳に達する年度内の子どもが３人以上いる世帯で、第３子以降の子どもが保育園に就園している場合、以下の額を利用者負担額（月額／人）とします。

・第７階層：利用者負担額×０．８

⑤ 備考２、備考３及び備考４の規定は、順に適用されます。

※家庭の状況変化により、減免を受けられることがあります。月途中の入退園は利用者負担額が日割徴収になる場合があります。詳しくはこども課までお問い合わせください。

１０．延長保育料について

ひとり親世帯・在宅障がい者世帯等を除く世帯

<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th>時　間</th><th>延長保育料</th><th colspan="2">区分</th><th>時　間</th><th>延長保育料</th></tr>
<tr><td rowspan="8">保育短時間認定</td><td rowspan="7">平日（月～金）【契約者】</td><td>午前 7:30-8:30</td><td>月額 2,000 円</td><td rowspan="8">保育標準時間認定</td><td rowspan="7">平日（月～金）【契約者】</td><td colspan="2" rowspan="6">午前７：３０～８：３０
午後４：３０～６：３０までは
利用者負担額（保育料）に含まれます。</td></tr>
<tr><td>午前 8:00-8:30</td><td>月額 1,000 円</td></tr>
<tr><td>午後 4:30-5:00</td><td>月額 1,000 円</td></tr>
<tr><td>午後 4:30-5:30</td><td>月額 2,000 円</td></tr>
<tr><td>午後 4:30-6:00</td><td>月額 3,000 円</td></tr>
<tr><td>午後 4:30-6:30</td><td>月額 4,000 円</td></tr>
<tr><td>午後 4:30-7:00</td><td>月額 5,000 円</td><td rowspan="2">午後6:30-7:00</td><td rowspan="2">月額1,000 円</td></tr>
<tr><td>一時及び緊急（1 回）</td><td>日額 30 分まで（※）
250 円
以降一律 500 円</td></tr>
<tr><td>平日・土曜日【随時者】</td><td>午前 7:30-午前8:30
午後 4:30-午後 7:00</td><td>日額 30 分まで（※）
250 円
以降一律５００円</td><td>【随時者】</td><td>午後6:30-7:00</td><td>日額 30 分まで 250 円</td></tr>
</table>

・平日（月～金）南・西・北保育園午後６：３０終了、大口中保育園のみ午後７：００終了

・土曜日保育は午後５：３０終了

※延長保育の料金は、朝と夕方の時間帯ごとに計算します。各時間帯で３０分未満の利用も３０分として計算し、１日の延長保育料の上限は５００円です。

備考

①　生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯については、延長保育料を無料とします。

②　市町村民税所得割課税額が 57,700 円未満の世帯で、子ども等が２人以上いる場合

第２子：延長保育料×0.5　　第３子以降：０円

③　市町村民税所得割課税額が 57,700 円以上の世帯で、同一世帯から２人以上延長保育を利用している場合　　第２子：延長保育料×0.5　第３子以降：延長保育料×0.1

④　市町村民税所得割課税額が 57,700 円以上の世帯のうち、18 歳に達する年度内の子どもが３人以上いる世帯で、第３子以降の子どもが保育園に就園している場合、次表の額を延長保育料とします。

年児	階層区分	延長保育料（月額／人）
３歳児以上		延長保育料×０．８
０～２歳児	第４階層	０円
	第５階層及び第６階層	延長保育料×０．４
	第７階層	延長保育料×０．８

⑤　備考３及び備考４の規定は、順に適用されます。

※兄弟利用の利用料軽減については、P.１０をご確認ください。

ひとり親世帯・在宅障がい者世帯等

<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th>時　間</th><th>延長保育料</th><th colspan="2">区分</th><th>時　間</th><th>延長保育料</th></tr>
<tr><td rowspan="9">保育短時間認定</td><td rowspan="8">平日（月～金）【契約者】</td><td>午前 7:30-8:30</td><td>月額 1,000 円</td><td rowspan="9">保育標準時間認定</td><td rowspan="8">平日（月～金）【契約者】</td><td colspan="2" rowspan="7">午前７：３０～８：３０
午後４：３０～６：３０までは
利用者負担額（保育料）に含まれます。</td></tr>
<tr><td>午前 8:00-8:30</td><td>月額　500 円</td></tr>
<tr><td>午後 4:30-5:00</td><td>月額　500 円</td></tr>
<tr><td>午後 4:30-5:30</td><td>月額 1,000 円</td></tr>
<tr><td>午後 4:30-6:00</td><td>月額 1,500 円</td></tr>
<tr><td>午後 4:30-6:30</td><td>月額 2,000 円</td></tr>
<tr><td>午後 4:30-7:00</td><td>月額 2,500 円</td></tr>
<tr><td>一時及び緊急（1 回）</td><td>日額 30 分まで（※）
125 円
以降一律 250 円</td><td>午後6:30-7:00</td><td>月額　500 円</td></tr>
<tr><td>平日・土曜日【随時者】</td><td>午前 7:30-午前8:30
午後 4:30-午後 7:00</td><td>日額 30 分まで（※）
125 円
以降一律 250 円</td><td>【随時者】</td><td>午後6:30-7:00</td><td>日額 30 分まで 125 円</td></tr>
</table>

・平日（月～金）南・西・北保育園午後６：３０終了、大口中保育園のみ午後７：００終了
・土曜日保育は午後５：３０終了

※延長保育の料金は、朝と夕方の時間帯ごとに計算します。各時間帯で３０分未満の利用も３０分として計算し、１日の延長保育料の上限は２５０円です。

備考

① 市町村民税所得割課税額が 77,101 円未満の世帯については、延長保育料を無料とします。

② 市町村民税所得割課税額が 77,101 円以上の世帯で、同一世帯から２人以上延長保育を利用している場合　　第２子：延長保育料×0.5　第３子以降：延長保育料×0.1

③ 市町村民税所得割課税額が 77,101 円以上の世帯のうち、18 歳に達する年度内の子どもが３人以上いる世帯で、第３子以降の子どもが保育園に就園している場合、次表の額を延長保育料とします。

年児	階層区分	延長保育料（月額／人）
３歳児以上		延長保育料×０．８
０～２歳児	第４階層	０円
	第５階層及び第６階層	延長保育料×０．４
	第７階層	延長保育料×０．８

④ 備考２及び備考３の規定は、順に適用されます。

※兄弟利用の利用料軽減については、下記をご確認ください。

○兄弟利用の利用料軽減について

・随時者については、同一の時間帯において兄弟で利用した場合のみ、P.９③及び１０②の軽減が適用されます。どちらか一人のみの利用となった場合や、異なる時間帯で利用した場合は、満額徴収となります。
・契約者については、同一の時間帯において兄弟で申込した場合のみ、P.９③及び１０②の軽減が適用されます。どちらか一人のみの申込となった場合や、異なる時間帯で申込した場合は、満額徴収となります。

１１．納付方法（利用者負担額・延長保育料）

・原則、口座振替です。口座振替ができるように口座の管理をしてください。
・口座振替できなかった場合は、納付書等で納付していただきます。

１２．令和９年度　　入園までのスケジュール

<table>
<tr><td colspan="2">●申請書配布
方法・場所
・大口町ホームページからダウンロード
・ほほえみプラザ１階　こども課
・各保育園
時間　こども課、各保育園
９：００～１６：００（土・日曜、祝日を除く）</td><td>１０月１日（木）～</td></tr>
<tr><td colspan="2">●申請書受付
場所　ほほえみプラザ１階　こども課
時間　９：００～１６：００（土・日曜、祝日を除く）
・教育・保育給付認定申請書兼保育所利用申込書
・児童調査書
・家庭状況表
・就労証明書等</td><td>１０月１３日（火）～
１１月３０日（月）</td></tr>
<tr><td colspan="3">入　園　の　一　斉　審　査　（2月上旬に決定）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">●面接（４～６月入園希望の方）
場　　所　ほほえみプラザ１階　多目的室
受付時間　９：３０～１３：００
詳細は個別に文書でご案内します。
制服、帽子等の注文
 </td><td>南保育園</td><td>１月１２日（火）</td></tr>
<tr><td>西保育園</td><td>１月１４日（木）</td></tr>
<tr><td>北保育園</td><td>１月１３日（水）</td></tr>
<tr><td>大口中保育園</td><td>１月１５日（金）</td></tr>
<tr><td>●支給認定証・利用承諾書等発送
（４～６月入園の方）</td><td colspan="2">就労状況等の確認等により、
２月５日（金）以降に発送します。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">●健康診断（４～６月入園の方）
場所　保育園の遊戯室等
時間（受付）各園　１３：１５～
（健康診断）各園　１３：３０～
※30 分程度を予定していますが、状況によって開始が遅れたり延長したりする場合があります。
●制服、新年度用品等の購入（４～６月入園の方）
＊エコバックをお持ちください
＊未満児は、帽子・名札（注文のみ）購入</td><td>南保育園</td><td>２月１９日（金）</td></tr>
<tr><td>西保育園</td><td>２月１７日（水）</td></tr>
<tr><td>北保育園</td><td>２月１８日（木）</td></tr>
<tr><td>大口中保育園</td><td>２月２２日（月）</td></tr>
</table>

※書類不備の場合、入園の一斉審査から除外しますので、申請書受付最終日（１１月３０日）までに全ての書類を必ず提出してください。
※７月以降に入園の方には、２月中旬に利用に関する通知を送付、入園予定日の２ヶ月程前に面接の案内をさせていただきます。面接終了後、支給認定証又は教育・保育給付認定通知書と利用承諾書、健康診断依頼書を送付させていただきます。

健康診断の際に購入いただくもの

〇新年度用品

・道具箱　　・粘土　　・粘土ケース

・けん玉　　・名札（注文のみ）

〇帽子（サンガード付）

〇制服

・公立園　５，５００円（１４０cm まで）

・大口中保育園　制服：５，５００円　体操服：半袖上着２，８００円、半パンツ２，１５０円

※制服と帽子（サンガード付）の注文は、面接実施と同じ日におこないます。

※制服の代金支払いと新年度用品の販売は、健康診断と同じ日におこないます。

※未満児の方は帽子（サンガード付）、名札（注文のみ）を購入いただきます。

＜参考資料＞

保育園入園児童年齢区分表　　（令和９年４月１日現在　満年齢）

保育年齢	生　年　月　日	☆保育実施希望期間
５　歳　児	令和　３年４月２日～令和　４年４月１日	令和９年４月１日～令和 10 年３月３１日
４　歳　児	令和　４年４月２日～令和　５年４月１日	令和９年４月１日～令和 11 年３月３１日
３　歳　児	令和　５年４月２日～令和　６年４月１日	令和９年４月１日～令和 12 年３月３１日
２　歳　児	令和　６年４月２日～令和　７年４月１日	令和９年４月１日～令和 10 年３月３１日
１　歳　児	令和　７年４月２日～令和　８年４月１日	令和９年４月１日～令和 11 年３月３１日
０　歳　児	令和　８年４月２日～令和　９年４月１日	令和９年４月１日～令和 12 年３月３１日

※保育の利用希望期間は就学前（０～２歳児は２歳児の年度末）までの間で、保育を希望される期間を記入してください。

ただし、保育の利用期間中であっても保育所を利用できる基準に該当しなくなった場合には、保育の支給認定を取消します。

メモ

令和９年度

保育園　入園案内

大口町健康福祉部こども課

〒480-0126 大口町伝右一丁目 35 番地

TEL 0587-94-1222
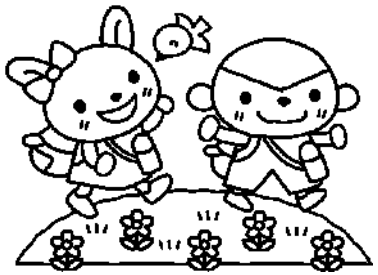
FAX 0587-94-0052